

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料8-5
提出年月日	令和5年3月2日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	6	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合に、中央制御室内の運転員に対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。 (新) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合の、中央制御室内の運転員に対しての有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。	
2	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	6	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 中央制御室装置 (新) 中央制御室空調装置	
3	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	11	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合に、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に対して有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。 (新) 泊発電所の固定源及び可動源から有毒ガスが発生した場合の、緊急時対策所の重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に対しての有毒ガス防護に係る影響評価を実施した。	
4	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別添-7	第3.1.2-1表の荷姿について、まとめ資料全体の整合を図るため、「タンクローリー等」とした。	
5	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別添-8	第3.1.2-2表及び第3.1.2-3表における中央制御室外気取入口及び緊急時対策所外気取入口と敷地内可動源の距離を適正化した。	
6	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別添-9	第3.1.2-1図において、最近接点（緊急時対策所指揮所外気取入口）（茶津入構トンネル外）の凡例を追記した。	
7	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別添-10	法令等に基づく届出情報から抽出した泊発電所から半径10km圏内にある有毒化学物質の例を示す第3.1.3-1図を追記した。	
8	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別添-12 別紙1-11	以下の通り記載を適正化した。 (旧) et al (新) et al、	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別添-14 別紙1-13	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 非曝露集団とのあいだに差はみとめられなかった。 (新) 非曝露集団とのあいだに差はみとめられなかった。	
10	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別添-16 別紙7-2-1	敷地内可動源の連絡体制として、以下の通り記載を適正化した。 (旧) 全体指揮者 (新) 連絡責任者	
11	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別添-19	以下の通り記載を適正化した。 (旧) 別紙7-1 (新) 別紙8-1	
12	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別紙1-14 別紙1-15	泊発電所における有毒ガスガイド4.1への対応について、調査の結果スクリーニング評価対象の敷地内外の固定源ないため、スクリーニング評価を実施しないことを踏まえ記載を適正化した。	
13	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別紙3-1 別紙3-2 別紙3-3	ガス事業法及び石油コンビナート等災害防止法を届出情報の調査対象外とする理由について、※4と※5の記載を拡充し、敷地外固定源に係る調査対象範囲(発電所から10km圏内)外であることを追記した。また、泊発電所との位置関係を示す図を追記した。	
14	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別紙4-3-5	ボンベの接続配管から気体放出を想定した場合の数式において、以下の通り記載を適正化した。 (旧) a (新) a	
15	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別紙4-3-8	ボンベの接続配管から液体放出を想定した場合の評価式において、以下の通り記載を適正化した。 (旧) ρ_L (新) ρ	
16	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別紙4-5-12	薬品漏えい時の排気濃度を表す式における凡例について、以下の通り記載を適正化した。 (旧) 分子量 (新) モル質量	
17	泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0 (有毒 r.4.0)	別紙4-6-3 別紙4-6-4 別紙4-7-1-16	3.2 六フッ化硫黄漏えい時の影響評価について、新設する計画である66kV開閉所(後備用)の六フッ化硫黄の貯蔵量を踏まえた評価に見直した。また、屋外に保管されている六フッ化硫黄と重要操作地点の位置関係を示す図を追記した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0（有毒 r.4.0）	別紙4-7-1-27	泊発電所の固定源整理表（敷地外 消防法）において，液化石油ガスの保管状況に係る記載を充実化した。 （追記） ※ 消防法に基づく届出情報から貯蔵方法の情報が得られなかったものの，液化石油ガスは高圧ガスであり，高圧ガス保安法に定める容器（ボンベ等）に保管されているため調査対象外とした。	
19	泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0（有毒 r.4.0）	別紙7-2-2 別紙8-1-2	「表1 防護対象者の要員名称」における運転対処要員の人数について，以下の通り記載を適正化した。 （旧） 発電所災害対策要員（運転員を除く）：67人 （新） 発電所災害対策要員（運転員を除く）：64人	
20	泊発電所3号炉 中央制御室，緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 0（有毒 r.4.0）	別紙8-2-3	中央制御室及び緊急時対策所における酸素呼吸器，酸素ボンベ及び予備ボンベについて，保管場所を明確化した。	